

# 新座市業務継続計画

## 〈地震編〉

(案)

平成28年3月

新座市

# 新座市業務継続計画

## <地震編>

### 目次

#### 第1章 業務継続計画の基本的事項

1 業務継続計画の必要性	1
2 業務継続計画の効果	1
3 地域防災計画との関係性	2
4 業務継続計画の対象業務	3

#### 第2章 業務継続計画の基本方針

1 業務継続に当たっての基本方針	4
2 業務継続計画の適用範囲	4
3 業務継続計画の発動及び解除	4
4 非常体制と業務継続計画	5
5 緊急初動体制と業務継続計画	5
6 警戒体制と業務継続計画	6
7 業務継続計画の点検及び見直し	7

#### 第3章 被害想定

1 地域防災計画における想定地震	8
2 市域の被害の想定	9
3 庁舎をとりまく被害の想定	11

#### 第4章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の定義	12
2 非常時優先業務の選定	13
3 非常時優先業務の選定結果	13
4 休止業務の取扱い	13

#### 第5章 業務資源の検証と対策

1 職員	14
2 庁舎及び執行環境	16
3 電力	16
4 通信	17
5 情報システム	17
6 食料及び飲料水	18

# 第1章 業務継続計画の基本的事項

## 1 業務継続計画の必要性

大規模な震災が発生した場合、市は、市民の生命、身体及び財産を保護するために、応急対策業務及び早期に実施すべき復旧業務を実施する役割を担うとともに、通常業務を継続又は早期再開させることで、市民生活の安定化を図る重要な役割も担うこととなる。

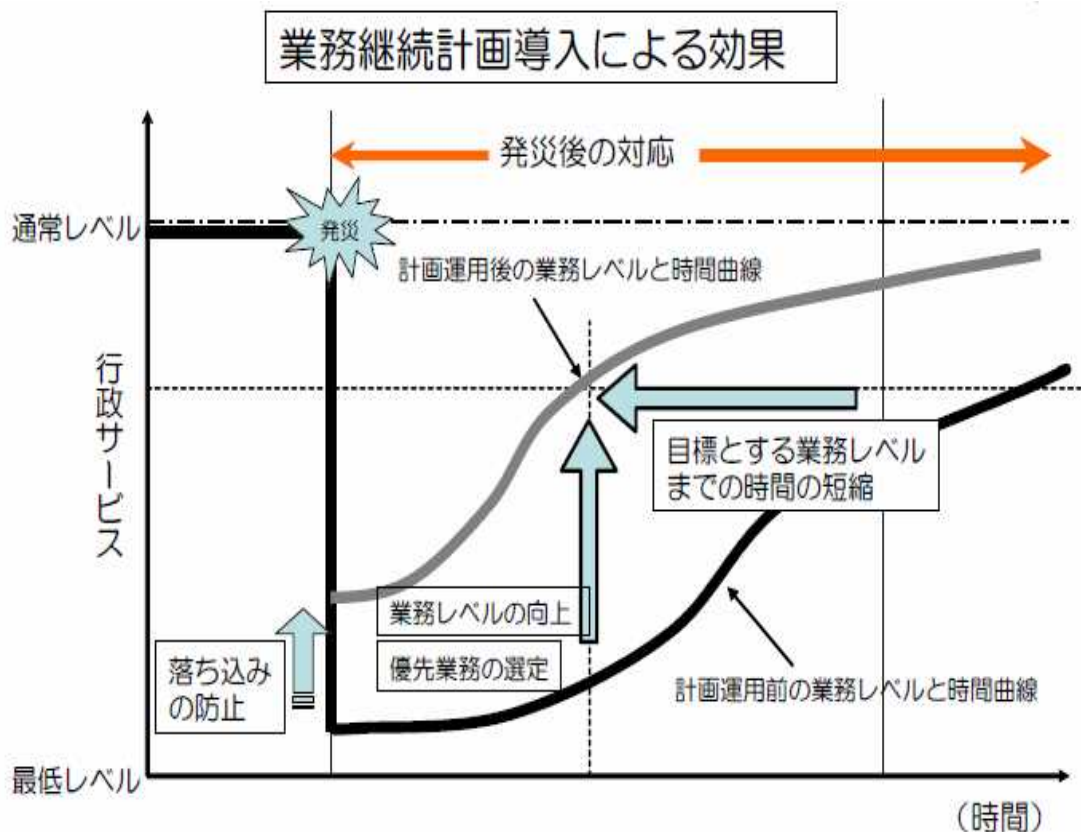
しかし、過去の震災では、業務継続に支障を及ぼす庁舎の被災や停電等の事例が報告されており、今後、首都直下地震等が発生した場合には、本市においても同様の事態が生じ、職員、物資、情報、ライフライン等に大きな制約を受けることが想定される。

そうした状況下においても、市の業務を継続し、市民への影響を最小限にとどめるために新座市業務継続計画（地震編）を策定する。

## 2 業務継続計画の効果

発災後、庁舎や設備、職員が被災し、また、急増する応急対策業務に圧迫され、市の行政サービスは著しく低下する。

そこで、あらかじめ想定される業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源を整理しておくことで、下図に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上といった効果を得ることができる。



### 3 地域防災計画との関係性

新座市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新座市防災会議が作成するものであり、市、防災関係機関、事業者及び市民が取り組むべき震災予防、応急対策、復旧・復興対策等について実施すべき事項を定めるものである。地域防災計画においては、庁舎や職員が被災することは想定されておらず、また、市の通常業務の遂行体制についても考慮されていない。

これに対して、業務継続計画は、庁舎や職員が被災することを考慮し、職員、物資、情報、ライフライン等に制約がある中で、応急対策業務や優先度の高い通常業務を遂行できる体制をあらかじめ整えておくものである。

地域防災計画と業務継続計画の相違点の詳細は、下表のとおりである。

表 地域防災計画と業務継続計画の相違点

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	・地方公共団体が、 <b>発災時</b> または <b>事前</b> に実施すべき災害対策に係る <b>実施事項</b> や <b>役割分担</b> 等を規定するための計画である。	・ <b>発災時</b> の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（ <b>実効性の確保</b> ）。
行政の被災	・行政の被災は、特に想定する必要がない。	・庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の <b>必要資源の被災を評価</b> し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	・災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。	・非常時優先業務を対象とする（応急対策業務等だけでなく、 <b>優先度の高い通常業務も含まれる</b> ）。
業務開始目標時間	・一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。	・非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	・業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

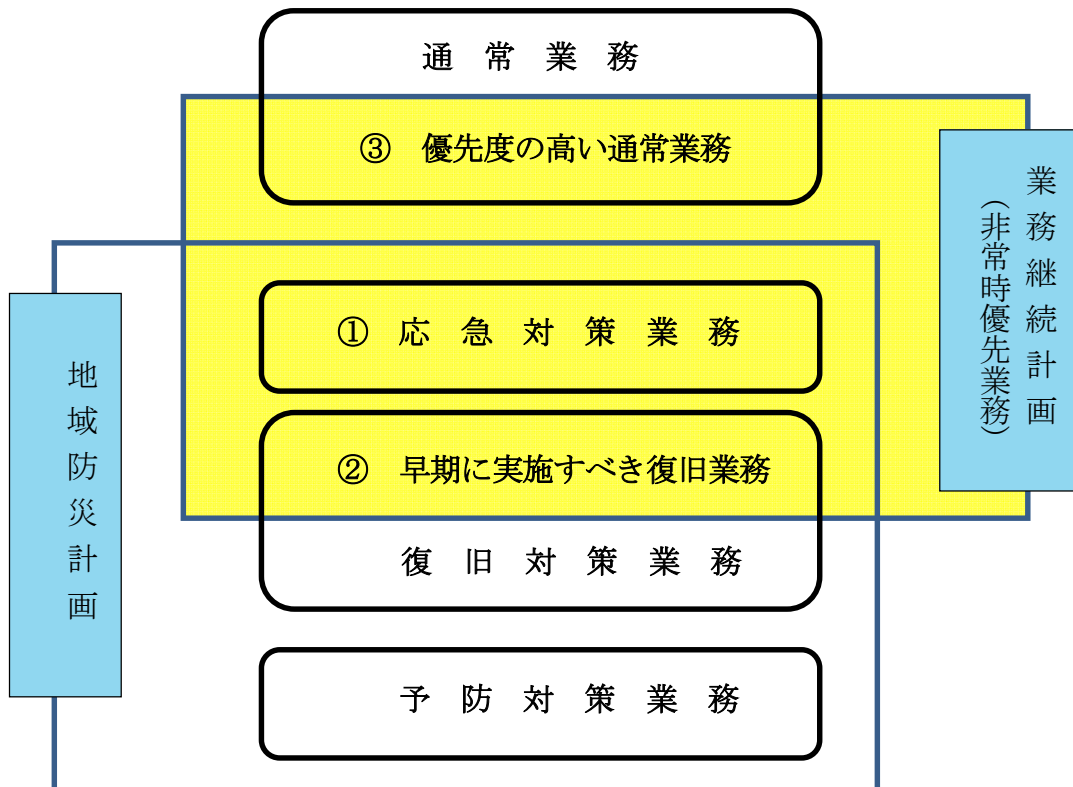
出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 第1版」（内閣府・平成22年4月）

#### 4 業務継続計画の対象業務

業務継続体制を検討するに当たっては、大規模な震災が発生した場合にあっても優先して実施すべき業務である「非常時優先業務」を特定する必要がある。

「非常時優先業務」とは、下図のとおり、「① 応急対策業務」、「② 早期に実施すべき復旧業務」及び「③ 優先度の高い通常業務」の他、「早期に実施すべき、発災後新たに発生する業務」に区分することができる。

なお、非常時優先業務の選定については、「第4章 非常時優先業務」に考え方を記載し、資料編に選定結果を記載する。



## 第2章 業務継続計画の基本方針

### 1 業務継続に当たっての基本方針

本市の業務継続に当たっての基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生時は、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、行政の機能低下に伴う、住民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、応急対策業務を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- (3) 被災後の職員の業務体制に配慮し、必要な人員の確保及び庁舎、電力、通信等の業務資源の確保を図り、非常時優先業務を効果的・効率的に実施するための体制を確立する。
- (4) 被災状況に応じた弾力的な運用ができる計画とする。
- (5) 計画期間を発災から概ね1か月間とする。

### 2 業務継続計画の適用範囲

業務継続計画の適用範囲は、市職員が実施している業務とする。

なお、市は、業務の一部を外部業者や指定管理者に委託している場合があるが、そのような場合には、市が行う業務全体の継続性が担保されるよう、これらの組織に対して、市の業務継続体制と整合性のとれた業務継続体制を確保するよう要請する。

### 3 業務継続計画の発動及び解除

災害対策本部長（市長、以下「本部長」という。）は、災害対策本部の設置と同時に本計画の発動を指示する。その他、本部長が必要と認めたとき、その発動を指示する。

本部長は、非常時優先業務の進捗状況に関する報告に基づき、本計画に基づく活動体制の解除について決定する。ただし、解除前においても、業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開できるものとする。

なお、本部長に事故があるときは、副本部長（副市長、教育長）が代理する。

本部長の職務代行順位（重要事項の決定）

第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	非常体制における総括班（又は最上級の職員）が本部長、副本部長、本部員に連絡し協議の上で決定するか、又は、参集している最上級の職員

#### 4 非常体制と業務継続計画

開庁時に災害が発生した場合、市職員は新座市地域防災計画に基づく活動体制をとる。

市域に震度6弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部が設置され、全職員が災害対応にあたる非常体制をとる。この際、各所属は、災害対策本部事務分掌業務（各班における業務）を最優先に実施するとともに、各所属における「優先度の高い通常業務」を実施しなければならない。

各所属長は、双方の業務を管理するとともに、人員の不足等、応援の要請については、通常業務の遂行が理由であっても、新座市災害時活動マニュアルに基づき、各班長へ行うものとする。各班長は、職員の応援が必要と認める場合、同マニュアルに基づき、「第5様式 応援職員要請書」（資料編参照）を総括班（市民安全課）へ提出する。

新座市地域防災計画における活動体制と配備基準

活動体制		配備基準	活動内容	配備人員	災対本部設置
警戒体制	1号配備	○原則として市域に震度5弱の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	災害の要因が発生した場合、主に情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する体制	・指定する幹部職員 ・各グループの中で指定する所属の職員	×
	2号配備	○原則として市域に震度5強の地震が発生したとき ○「東海地震注意情報」が発令された場合 ○その他、市長が必要と認めたとき	軽微な災害が発生した場合に、主に被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	・幹部職員全員 ・1号配備人員に加えて、各所属においてあらかじめ指定する職員	×
非常体制		○原則として市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○「東海地震の警戒宣言」が発令された場合 ○その他、市長が必要と認めたとき	相当規模の災害の発生が予想される、又は相当規模の災害が発生した場合、対策本部の全職員を動員し、本市の組織及び機能の全てを挙げて、救助その他の応急対策を推進する体制	全職員	○

#### 5 緊急初動体制と業務継続計画

閉庁時に、震度6弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部が設置されると同時に、各職員は「新座市緊急時初動マニュアル（平成26年10月）」に基づき、あらかじめ指定された場所へ出動する。避難場所に参集指定された職員は、避難場所を早期開設し、自主防災会等を主体とした避難所運営を軌道に乗せるため、最大で3日間程度、避難場所開設に従事するものとする。

しかし、市役所又は保健センター参集となっている総括班、情報班、広報班、管財班、医療班、応急対策班、水道復旧班及び下水道復旧班以外の応急対策業務又は優先度の高い通常業務を実施しなければならない。このため、参集状況によって、避難所運営に必要な職員数を残し、また、避難場所の統合を行うことで、順次、職員を市役所へ移動させるとともに、避難所運営班へ引き継ぐことで、各班を構成し非常体制への移行を図る。職員の移動による非常体制への移行時期については、災害対策本部において判断する。

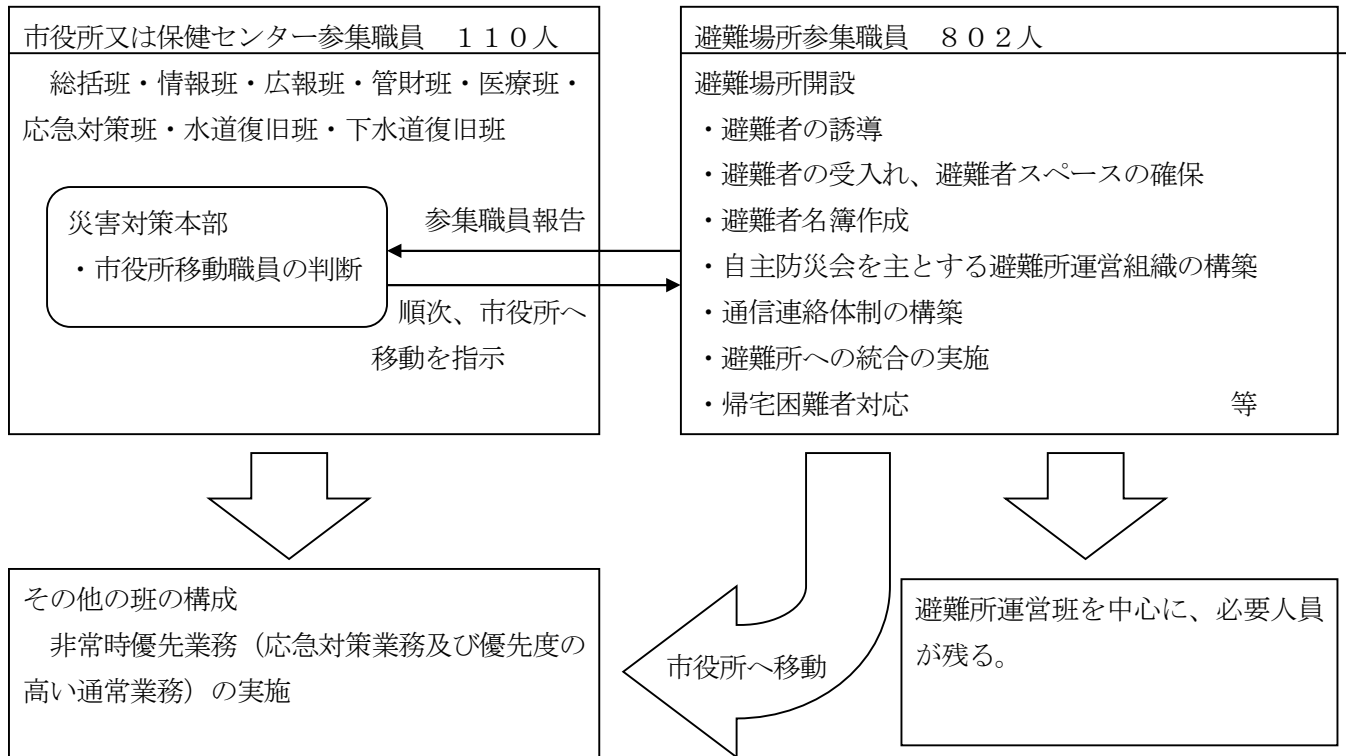
また、開庁時と異なり、避難場所の応急危険度判定を行う調査復旧班、教育施設の点検や避難者スペースの区分を調整する教育施設班及び学校班、避難場所への誘導や物資を搬入する援護班、帰宅困難者対応を行う産業班等の初動が遅れることから、市役所参集職員のみならず避難場所参

集職員においても、柔軟な対応が求められる。

非常時優先業務の遂行に支障が出ないように配慮する必要があることから、市民安全課長は、職員の人事異動時期等と併せ、随時、新座市緊急時初動マニュアルの見直しを行う。

なお、職員の参集予測については、「第5章 業務資源の検証と対策」とともに、その予測結果については資料編を参照とする。

### 閉庁時の対応（平成27年10月1日現在の職員）



## 6 警戒体制と業務継続計画

災害対策本部が開設されない災害規模の場合、応急対策業務の一部を実施することとし、1号配備の場合は副市長、2号配備の場合は市長の指揮の下、動員配備職員で実施する。

警戒体制においても、応急対策業務を優先的に実施するが、通常業務は可能な範囲で実施することとする。

また、職務代行について、1号配備において副市長不在の場合は市民環境部長、都市整備部長の順に、2号配備において市長不在の場合は非常体制の基準（本計画4頁参照）と同様とする。

なお、警戒体制にも満たない待機体制下では、市民安全課職員で実施し、人員が不足する場合、他所管への応援要請又は1号配備を検討する。



## 7 業務継続計画の点検及び見直し

### (1) 点検

市の全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、一人ひとりの職員に課せられた役割を果たすことができるよう、平常時から災害時の業務を想定したシミュレーションを行うとともに、その対応能力の向上に努めるものとする。

各所属長においては、所属職員への指導・助言を行うとともに、社会状況の変化や人事異動による各所属職員の役割や業務の取り扱い方法等が変わる度、非常時優先業務の内容を点検することとする。

また、職員の防災訓練等において、明らかとなった問題点等は業務継続計画への反映を行う。

### (2) 見直し

点検の結果、以下に挙げるような事項について、変更があった場合、該当所属長は市民安全課長へ報告し、本計画の見直しを依頼するものとする。

- ・業務内容、業務の目標レベル
- ・業務開始目標時間
- ・業務に必要なシステム
- ・業務マニュアル

市民安全課長は、本計画の内容について、改訂や廃止等が必要と判断した場合、速やかにその内容について、関係課等と協議・検討する。

特に、新座市地域防災計画に修正があった場合、その内容を本計画へ反映させるものとする。

### 第3章 被害想定

#### 1 地域防災計画における想定地震

東京湾北部地震は、埼玉県における想定地震のうち、本市に大きな被害を及ぼす恐れがあること及び地震発生 の切迫性が高いと考えられていることから、新座市地域防災計画において想定地震に設定している。

埼玉県における想定地震（H19年度埼玉県）

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	7.3	
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震
深谷断層による地震	7.5	
綾瀬川断層による地震	6.9	

想定地震の断層位置図及び本市の位置



## 2 市域の被害の想定

東京湾北部地震が発生した場合、市域の大部分で震度6弱の揺れとなり、柳瀬川沿いや黒目川沿いで震度6強の揺れが発生すると考えられる。

市域全体の被害想定結果は、下表のとおりである。

表 被害想定結果（新座市）

項目	被害内容		条件	単位	被害数量	
建物	木造	揺れによる	全壊数	—	棟	179
			全壊率	—	%	0.52
			半壊数	—	棟	1,854
			半壊率	—	%	5.39
		液状化による	全壊数	—	棟	0
			半壊数	—	棟	1
		計	全壊数	—	棟	179
			半壊数	—	棟	1,855
	非木造	揺れによる	全壊数	—	棟	12
			全壊率	—	%	0.17
			半壊数	—	棟	73
			半壊率	—	%	1.00
		液状化による	全壊数	—	棟	0
			半壊数	—	棟	0
計		全壊数	—	棟	12	
		半壊数	—	棟	73	
急傾斜地崩壊による	急傾斜地崩壊による	全壊数	—	棟	8	
		半壊数	—	棟	18	
	合計	全壊数	—	棟	199	
		半壊数	—	棟	1,946	
火災	炎上出火数	夏 12時		件	1	
		冬 5時		件	0	
		冬 18時		件	3	
	焼失数	夏 12時 3m/s		棟	192	
		冬 5時 3m/s		棟	0	
		冬 18時 3m/s		棟	251	
		冬 18時 15m/s		棟	2,382	

表 被害想定結果（新座市）つづき

項目	被害内容	条件	単位	被害数量	
ライフライン	上水道	断水人口	1日後	人	46,307
	下水道	機能支障人口	直後	人	23,485
	都市ガス	供給停止件数	直後	件	30,285
	電力	停電世帯数（1日後）	夏 12時 3m/s	世帯	1,006
			冬 5時 3m/s	世帯	733
			冬 18時 3m/s	世帯	1,090
			冬 18時 15m/s	世帯	4,122
	電話	不通回線数（1日後）	夏 12時 3m/s	回線	174
			冬 5時 3m/s	回線	17
			冬 18時 3m/s	回線	223
			冬 18時 15m/s	回線	1,970
	人的被害	死者数	夏 12時 3m/s	人	7
冬 5時 3m/s			人	13	
冬 18時 3m/s			人	11	
冬 18時 15m/s			人	16	
負傷者数 （内、重傷者数）		夏 12時 3m/s	人	229(27)	
		冬 5時 3m/s	人	406(19)	
		冬 18時 3m/s	人	329(40)	
		冬 18時 15m/s	人	458(76)	
避難者数（1日後）		夏 12時 3m/s	人	13,167	
		冬 18時 15m/s	人	16,926	
避難者数（4日後）		夏 12時 3m/s	人	10,849	
		冬 18時 15m/s	人	14,706	
避難者数（1ヶ月後）	夏 12時 3m/s	人	2,577		
	冬 18時 15m/s	人	6,783		
帰宅困難者数	夏 12時	人	27,182		
震災廃棄物量	震災廃棄物重量	夏 12時 3m/s	トン	88,732	
		冬 18時 15m/s	トン	143,079	

出典：「埼玉県地震被害想定調査報告書」（埼玉県・平成19年9月）

### 3 庁舎をとりまく被害の想定

業務継続体制を確保するためには、庁舎の建物被害及び電力、通信等のライフラインの被害状況の程度が大きく影響する。

そこで、あらかじめ庁舎に係るライフラインの被害及び復旧の想定を行う。内閣府が取りまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成25年12月）」を参考に、特にその期間を想定する。

なお、市役所庁舎は行政サービスの中核であり、災害時においても災害対策本部が設置される重要拠点であることから、被災した場合、各ライフライン事業者に対し、優先的な復旧を依頼するものとする。

#### (1) 電力

東京湾沿岸の火力発電所が被災し、その大部分が停止した場合、関東圏以外の広域的な電力融通を見込んでも、夏場のピーク時の需要に対して約5割程度の供給が1週間以上継続すると想定されている。また、需要量が供給量を上回る場合、計画停電等が行われる。1か月後には概ね復旧する。

内閣府が平成17年に公表した政策目標「6日間での復旧」から、1週間の影響を想定する。

なお、「2 市域の被害の想定」における埼玉県地震被害想定では、東京湾沿岸の火力発電施設の停止は想定されておらず、実際には計画停電等の影響を受けることが想定される。

#### (2) 電話（固定電話）

被災地への安否確認等、音声通話が集中（輻輳）するため、9割の通話規制が1日以上継続する。阪神淡路大震災時の神戸市同様、5日間の通話規制を想定する。

また、アナログ回線を除く電話回線は停電の影響を強く受ける。なお、災害時優先電話はほとんどがアナログ回線であり、後述のとおり事前確認が重要。

#### (3) 上水道

管路や浄水場等の被災により、都区部の約5割、関東圏の約31%で断水が発生する。1週間で約18%まで復旧し、1か月後には概ね復旧する。

#### (4) 下水道

関東圏の約3%が利用困難になると想定される。

新座市下水道事業業務継続計画においては、管路延長の約5%程度でマンホール浮上、管路陥没が発生を想定している。

ただし、停電が発生した場合、市外の下水道処理施設やポンプ機能が停止する可能性があり、さらに降雨があった場合、地下階層等では浸水するおそれがある。

#### (5) ガス（都市ガス）

全半壊を除く、関東圏の約17%に支障をきたすと想定される。1週間後には約13%まで復旧し、1か月後には概ね復旧する。

項目	想定する状況
電力	1週間停止 又は1週間以上、計画停電
電話 (固定電話)	5日間使用不能 又は輻輳状態が続き、繋がりにくい。
上水道	1週間停止
ガス	1週間停止

## 第4章 非常時優先業務

### 1 非常時優先業務の定義

発災直後は行政機能が著しく混乱するため、市が実施する必要がある業務の着手時間等をあらかじめ検討しておくことで、円滑に災害対応を図るものとする。

「非常時優先業務」とは、新座市地域防災計画に定めのある応急対策業務及び復旧・復興業務に加えて、通常時の市の全業務を対象に、発災後のいつ頃までに業務を開始又は再開すべきかを検討した結果、発災後遅くとも1か月以内に開始又は再開すべき業務として選定されたものを指す。

なお、非常時優先業務の着手時間は、発災後の状況下において業務が実施可能かどうかという「可能性」の視点ではなく、市民にとって当該業務が開始される必要があるかどうかという「必要性」の視点から設定する。

表 業務開始目標時間別の業務の選定基準表

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例 (災害応急対策業務及び継続通常業務)
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動体制の確立</li> <li>・被災状況の把握</li> <li>・救助・救急の開始</li> <li>・避難所の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業（人、場所、通信、情報等）</li> <li>b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告）</li> <li>c. 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等）</li> <li>d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用）</li> <li>e. 避難所の開設、運営業務</li> <li>f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）</li> </ul>
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急活動（救助・救急以外）の開始</li> <li>・避難生活支援の開始</li> <li>・重大な行事の手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等）</li> <li>b. 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等）</li> <li>c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等）</li> <li>d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等）</li> <li>e. 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等）</li> <li>f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）</li> <li>g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）</li> </ul>
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者への支援の開始</li> <li>・他の業務の前提となる行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等）</li> <li>b. 市街地の清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等）</li> <li>c. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等）</li> <li>d. 業務システムの再開等に係る業務</li> </ul>
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧・復興に係る業務の本格化</li> <li>・窓口行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等）</li> <li>b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）</li> <li>c. 教育再開に係る業務</li> <li>d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等）</li> <li>e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）</li> </ul>
1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の行政機能の回復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. その他の業務</li> </ul>

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（内閣府・平成28年2月）

## 2 非常時優先業務の選定

本市の非常時優先業務の選定は、以下のとおりとする。

### (1) 応急対策業務及び復旧・復興業務

新座市地域防災計画に定める災害対策本部（非常体制）の事務分掌は、全て非常時優先業務に位置付ける。

なお、これらの業務について、活動項目ごとの活動手順を「新座市災害時活動マニュアル（平成25年3月）」に定めている。

### (2) 通常業務

通常時の市の全業務について、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るため、または、市の行政機能を維持するため、発災後1か月間以内に業務を開始又は再開すべきと判断された業務を非常時優先業務に位置付ける。

庶務、公印管理、文書收受については、最低限必要な業務として、実施が前提であり、非常時優先業務へ位置付けない。

各所属長は、通常業務に係る非常時優先業務について、平常時から各業務の実施マニュアル等を整備し、発災時に円滑に遂行できるようにするものとする。

なお、市の全業務とは、次の規則又は規程等に掲げる所掌事務を基本とする（指定管理者が行う業務を除く。）。

新座市事務分掌規則、新座市公有財産処理推進室設置規程、新座市女性困りごと相談室設置規則、新座市男女共同参画推進プラザ規則、新座市債権管理室設置規程、新座市納税推進室設置規程、新座市新庁舎建設推進室設置規程、新座市地下鉄12号線延伸促進室設置規程、新座市役所出張所処務規則、新座市危機管理室設置規程、新座市ボランティア・地域活動支援室設置規程、新座市障がい者就労支援センター設置規則、新座市手話通訳者派遣センター設置規則、新座市福祉・子育て給付金室設置規程、新座市障がい者福祉センター条例、新座市老人福祉センター条例、新座市老人デイサービスセンター規則、新座市保健センター規則、東久留米志木線推進室設置規程、新座都市計画事業土地地区画整理事務所処務規則、(仮称)大和田二・三丁目地区土地地区画整理事業推進室設置規程、新座市水道事業管理規程、新座市教育委員会事務局組織規則、新座市生涯学習センター規則、新座市立歴史民俗資料館規則、新座市民会館条例、新座市立公民館規則、新座市立図書館規則、新座市立視聴覚ライブラリー規則、新座市会計管理者の補助組織設置規則、新座市議会事務局処務規程、新座市選挙管理委員会規程、新座市監査委員事務局規程、固定資産評価審査委員会条例、新座市農業委員会事務局処務規程

## 3 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務の選定結果について、資料編を参照とする。

## 4 休止業務の取扱い

通常業務のうち、非常時優先業務に選定されない業務は、発災後1か月間、休止又は延期する「休止業務」に位置付ける。

休止業務は、基本的には業務の遂行を停止するものであるが、当該業務について何らかの対応が求められる場合には、個別の案件ごとに緊急性及び必要性を判断し、状況に応じて業務を行うものとする。

また、非常時優先業務に位置付けられる応急対策業務の縮小に伴い、応急対策業務に支障をきたさない範囲で順次、休止業務を再開することとなるが、円滑に業務再開が進められるように、休止中においても最低限の事務処理は行うものとする。

## 第5章 業務資源の検証と対策

### 1 職員

#### (1) 現状と参集予測

職員は、非常時優先業務を遂行するために最も欠かすことのできない重要な「資源」である。特に休日や夜間等、勤務時間外に発災した場合にあっても、職員は自宅等から速やかに参集することが求められる。

本市では、勤務時間外に市域で震度6弱以上の地震が発生し、災害対策本部が設置される場合、職員は新座市緊急時初動マニュアルに基づき、あらかじめ指定された場所に参集し、人命に係る応急対策活動（避難場所の運営、医療救護、ライフラインの復旧、災害対策本部の運営、情報システムの復旧等）を緊急かつ優先的に行う緊急初動体制をとることとしている。

また、発災初期の緊急初動体制時の職員の参集予測は、内閣府本府業務継続計画における参集可能職員の条件設定をベースとした下表を基に計算する。

表 参集可能職員の考え方

地震発生から 1時間後の参集	4 km圏内の職員の約6割が参集可能  【参考】 毎時4 kmの速さの連続歩行で参集すると考え、4 km圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。
地震発生から 3時間後の参集	1 2 km圏内の職員の約6割が参集可能  【参考】 毎時4 kmの速さの連続歩行で参集すると考え、1 2 km圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。
地震発生から 当日中の参集	2 0 km圏内の職員の約6割が参集可能  【参考】 2 0 kmを越えると帰宅困難になるとの想定があることから、2 0 km圏内の職員が参集可能。しかし、本人及び家族の死傷等、被災のため、職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事。
地震発生から 3日目の参集	2 0 km圏内の職員の約9割が参集可能  【参考】 市内居住の職員が多いこと等、地域の実情を考慮し、9割の職員が参集できるとする。
地震発生から 1か月後の参集	全職員の9割が参集可能  【参考】 公共交通機関が徐々に回復し、2 0 kmを越える職員も徐々に参集可能。1ヶ月後は、職員の死傷等により、1割が参集できない。4日目から1ヶ月後の間は、その間を直線補完して、参集可能人数を計算。





- ア 緊急初動体制時の参集人数予測結果      資料編参照
- イ 非常体制時の参集人数予測結果      資料編参照

※ 実際は、被災程度によって業務開始時間や必要人員が左右されるため、各種人数を確約するものではなく、また、業務開始目標時間より早期に業務を実施することを妨げるものではない。

## (2) 対策

### ア 職員の安否確認体制の確立

必要な人員の確保と適切な配置を行うためには、職員の安否確認を速やかに実施する必要がある。

職員の参集は、原則、自主的な判断に基づき行われ、職員の被災等により参集できない場合の連絡手段については電話によるものとしているが、発災初期には、電話の輻輳等により連絡不能となるおそれがある。

そこで、各所属において、職員の連絡手段として、災害伝言ダイヤル（新座市災害時活動マニュアル【共通編】参照）、災害用伝言板等を活用した連絡体制について、あらかじめ確認するものとする。なお、携帯電話によるメールも大幅に遅配する可能性がある。

また、職員の家族等の安否確認が迅速・確実にも行われることも必要であるため、各職員は家族内においても、上記の災害伝言ダイヤル等による安否確認方法について、あらかじめ確認するものとする。

### イ 各所属における災害発生時のシミュレーション

各所属長は、実際に災害が起きた場合、全ての職員が登庁できないことを念頭に、非常時

優先業務をどのようにこなしていくか、平常時から想定しておくこととする。

## 2 庁舎及び執務環境

### (1) 災害対策本部

新座市災害時活動マニュアルにおいて、災害対策本部は第二庁舎5階会議室5に設置することが明記されている。

ただし、本庁舎は耐震基準を満たしておらず、本庁舎が激しく損傷した場合、接している第二庁舎へ影響が及ぶことも想定し、第二庁舎への設置が難しい場合には、新座消防署への設置を検討する。

なお、本庁舎は平成30年を目標に新設を推進しており、完成後は第1順位が本庁舎（新庁舎）、第2順位が第二庁舎、第3順位が新座消防署とする。

### (2) その他の執務環境

原則、通常業務を行う執務スペースを想定するが、前記のとおり現時点で本庁舎は現耐震基準を満たしていない。公共施設の中から使用できるスペースについて検討する。

また、各所属長は、棚やロッカーについて、家具転倒防止器具等で固定に努める。

施設名	建築年	耐震	災害危険度			非常用電源	通信機器	順位
			液状化	洪水	土砂災害			
第二庁舎	H 9	○	なし	なし	なし	2.8h	同報系防災行政無線 移動系防災行政無線 非常時優先電話 非常時優先携帯電話 衛星電話	1
新座消防署	H 5	○	なし	なし	なし	10.0h	—	2

保健センター	S 5 8	○	なし	なし	なし	—	—	
第四庁舎	H 1 4	○	なし	なし	なし	—	—	
第五庁舎	S 6 3	○	なし	なし	なし	—	—	

本庁舎	S 4 9	—	なし	なし	なし	12.4h	—	
第三庁舎	S 5 4	—	なし	なし	なし	—	非常時優先電話	

※ 本庁舎又は第二庁舎に使用できる燃料（本庁舎6.3h又は第二庁舎9.3h分）の備蓄あり

## 3 電力

「第3章 被害想定」によると、庁舎においても1週間の停電が想定され、状況によってはその後も計画停電等が想定される。

庁舎では非常用発電設備が確保されているが、前項のとおり本庁舎・第二庁舎ともに十分ではない。ただし、新庁舎においては72時間分の対応を予定している。

一般に、「発災後72時間」を過ぎると要救助者の生存率が大きく下がるといわれており、この時間帯に自治体の機能が低下することは望ましくない。実際に消防庁の調査（平成27年度）では、全国の都道府県のうち70.2%、市町村のうち23.1%は72時間以上の使用可能時間を確保している。

管財契約課長は、非常用発電設備の管理、燃料の備蓄等に努める。

実際に燃料が枯渇した場合、新座市災害時活動マニュアルのとおり電気事業者に対し優先的な復旧を要請するとともに、燃料（軽油）調達に係る災害時協力に関する協定事業者（新座市地域防災計画【資料編】参照）や市内契約業者等から調達に努めることとする。

## 4 通信

第3章の被害想定によると、市庁舎の固定電話においても5日間の使用不能状況が発生し、又はその間、輻輳状態が想定される。

各施設管理者は、災害時優先電話回線の確認を行っておくものとする。災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなるもので、公表すると着信が殺到し、効果を発揮できないため、番号については外部非公表とする。

保健センターや一部の指定緊急避難場所等、災害に強い通信手段の確保がされていない施設等については、市民安全課長及び各施設管理者は、新規設置を検討することとし、当面は新座市防災行政無線（移動系）を配備することで対応する。

また、市民安全課長は、埼玉県防災行政無線（地上系・衛星系）等を管理することの他、新座市防災行政無線（同報系）のデジタル化を推進し、双方向通信を拡充するとともに、操作方法について、避難所運営班等の使用を想定したマニュアルの作成・管理を行う。

なお、新座市防災行政無線（同報系）の各子局は72時間のバッテリーを搭載している。

## 5 情報システム

本市では、情報システムに特化した地震災害への備えとして、「新座市ICT部門業務継続計画（平成25年3月）」（以下、「ICT計画」という。）を策定しており、この計画に基づき、応急対策業務等を行うこととしている。

ICT計画は、新座市業務継続計画の実効性を担保する一つの計画と位置付け、情報システムに係るすべての対応を定めるものとする。

市政情報課長は、ICT計画の整備・周知等に努める。

各システム管理課長は、サーバー等機器の復旧手順や重要データのバックアップ等について、ICT計画に基づき、継続的な改善に努めることとする。

また、実際の復旧の際には、情報班のみならず、各システム管理課担当者においても対応が想定されることから、各システム管理課長は特段の配慮を要する。

## 6 食料、水、トイレ

災害時においては、避難する市民のみならず、応急対策業務に従事する市職員、応援自治体職員、各種災害ボランティア等の備蓄物資が必要となる。

市民安全課長は、各施設管理者等と保管場所等を協議し、必要な備蓄物資の確保に努める。なお、新庁舎においては、備蓄スペースを確保する予定である。

水道業務課長は、平常時から応急給水に必要な資機材の確保に努める。

### (1) 食料

新座市地域防災計画における備蓄目標12万食は平成27年度に達成され、その後、購入と廃棄を繰り返しながら維持していくものである。この12万食には、災害救助従事者2,000人の3日間(9食)分が含まれているが、現時点で庁舎や消防署には備蓄しておらず、全て避難拠点の防災備蓄倉庫内であるため、車両による運搬を要する。

また、物流の混乱が長期化することも想定されるため、不足する場合、迅速に県等に支援を要請する必要がある。

### (2) 水

第3章の被害想定によると、庁舎においても1週間の上水道停止が想定される。ただし、受水槽・高架水槽の水は飲用として使用できるため、ただちに飲料水が不足する事態とはならない。

	受水槽	高架水槽
本庁舎	53,000L 地下、蛇口なし	15,000L
第二庁舎	7,000L 蛇口あり	なし (受水槽直結)

また、本市の備蓄については、森透水1万本の流通在庫のみであり、これは市民への配布対応も含まれる。

飲料水が不足する場合、給水班が行う浄水場等からの応急給水の際、給水需要の把握において、あらかじめ市職員等の需要を見込むこととする。

なお、本市の給水目標は、災害発生時から3日間においては、1日1人約3リットルであり、生命維持に最小必要な水量としている。

災害時には、災害対策本部にて、庁内の水道等の使用制限を検討する。

### (3) トイレ

上水道が断水した状態でも、下水道が正常であれば高架水槽(停電していなければ受水槽も)の水を水洗トイレに使用できる。

避難所となる小・中学校では、水洗トイレの使用を要配慮者に限定し、健常者はマンホールトイレを使用することで、高架水槽等の水を飲用として確保することとしているが、マンホールトイレ使用の際にも水は必要であり、学校ではプールの水を活用することができる。しかしながら、庁舎では水源の確保が難しいため、高架水槽の水を飲用とするためには、焼却処分する薬剤処理トイレの備蓄を進め、貯留式の仮設トイレの配備を県等に要請しなければならない。

なお、第二庁舎は、雨水貯留槽の水をトイレに使用しており、新庁舎においては雨水貯留槽のほかに非常用排水槽の設置を予定している。

## 新座市業務継続計画

### <地震編>

平成28年3月発行

編集発行  
事務局

新座市  
新座市市民環境部市民安全課  
埼玉県新座市野火止一丁目1番1号  
電話 048-477-1111 (代表)